

東野小サポーターズ個人情報取扱細則

第1条 (目的)

この細則は、東野小サポーターズ（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 (責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (管理者)

本会における個人情報保護管理者は、本会代表とする。

第4条 (取扱者)

本会における個人情報取扱者は、本会サポートセンターメンバー、クラス委員、見守り担当、各ボランティアメンバーとする。

第5条 (秘密保持義務)

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 (収集方法)

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 (利用目的)

本会は、取得した個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) サポートセンター名簿、クラス委員名簿、見守り担当名簿、各ボランティア名簿の作成及び連絡のため
- (2) 会費集金・管理、その他の文書（オンライン含む）の送付・収集のため
- (3) 広報誌、東野小サポーターズ通信、各ボランティア SNS への写真掲載のため
- (4) その他のサポーターズ活動実施のため

第8条 (利用目的による制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成

に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 (管理)

- 1 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 (保管及び持ち出し等)

- 1 管理者及び取扱者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第11条 (第三者提供の制限)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 (第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者（但し前条の例外規定を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第13条 (第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(但し第11条の例外規定及び対象者から許可を得ている場合の浦安市立東野小学校を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条 (情報開示等)

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

第15条 (漏洩時等の対応)

取扱者が、個人情報を漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、管理者へ直ちに報告するものとし、管理者(管理者自身が漏洩等した場合を含む)は速やかに専門家等に相談の上、適切な対応を行うものとする。

第16条 (周知)

管理者は、取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、書面(メール等によるデータ送信を含む)を用いて周知を実施するものとする。

第17条 (改正)

本細則の改正は、サポーターズミーティングの承認を得て、直後の総会において報告するものとする。

以上

附則

本細則は、令和2年5月23日から施行する。